

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

捜査管理の徹底を図るための呼出簿の運用について（通達）

呼出簿の運用については、犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定及び運用上の留意事項等について（平成19年8月27日付け群刑企第306号通達）等に基づき運用されているところであるが、過日、事情聴取のため単独で事件関係者方に赴いた捜査員による非違事案が発生したことから、同種事案の絶無を期すため、呼出簿の運用を下記のとおりとしたので、所属職員に対する捜査管理を徹底されたい。

記

1 運用の趣旨

呼出簿は、任意出頭の際の任意性の確保等捜査の管理を適正に行うためのものとして犯罪捜査規範（昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号）によりその様式が定められ、「被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合」に用いることとされているが、相手方に出頭を求めず、被害者、参考人等関係者の自宅等に赴いて事情聴取等を行おうとする場合においても、呼出簿を用いて事件担当課長等への報告を行うことにより、更なる捜査管理の徹底を図るものである。

2 運用要領

これまでの運用に加え、捜査員が、被害者、参考人等、事件関係者の自宅等に赴いて事情聴取等を行おうとする場合においても、呼出簿に所要事項を記載し、事件担当課長等への事前、事後の報告をし、承認を得ることにより、その処理の経過を明らかにする。

3 留意事項

(1) 捜査員による複数対応

事件関係者等と接触をする場合は、原則として複数の捜査員で対応すること。

(2) 事件担当課長等への報告

事前に呼出簿に記載して承認を得ることができない場合は、必ず口頭で事件担当課長等に報告し承認を受け、事後に承認を受けた事項を呼出簿に記載すること。

(3) 事件担当課長等による捜査員の業務の的確な把握と指示

事件担当課長等は、捜査員から事前に報告を受けた事件関係者等との接触予定について、その必要性を吟味し、捜査員に対する具体的かつ的確な指示を行うこと。

(4) その他

ア 接触の対象者が、少年の場合は、保護者等の付添い要請についても検討すること。

イ 情報提供者等との接触等、別に規定があるものについては、同規定に基づく適正な運用を継続すること。

ウ 本運用による呼出簿の具体的記載要領等については、別途示すものとする。